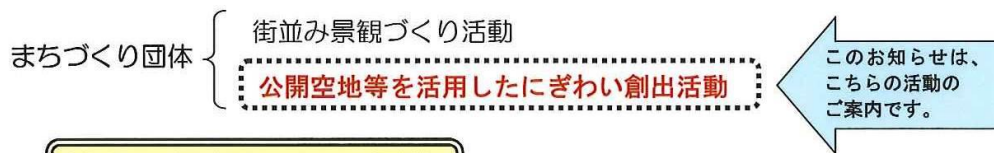


② 民地内の準公共空間の活用に係る規制緩和事例

東京都「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」による公開空地等の活用に係る規制緩和

まちづくり団体の登録制度

「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」における「まちづくり団体の登録制度」は、「公開空地等」の活用を通じて、地域の特性を生かし魅力を高めるまちづくり活動を主体的に行う団体を登録し、その活動を促進することにより、民間の発意を引き出しながら地域の魅力を高めることを目的とした制度です。



登録のための3つの要件

都市開発プロジェクト等①

により街区内に生み出された
公開空地等を活用②して、
まちの活性化に資する活動を
行う法人格を有する団体③を
登録します。

- ① 東京都が定めた次の地区で、区域面積が **1 ha 以上** あること。※dの地区を除く。
 - a 特定街区
 - b 再開発等促進区を定める地区計画
 - c 総合設計制度
 - d 都市再生特別地区
- ② 活用できる公開空地等の面積がおおむね **1,500㎡以上** ※dの地区を除く。
(活用できる空地は1月を単位として空地合計面積のおおむね25%以内)
- ③ **NPO法人、一般社団法人、株式会社** など

登録の3つのメリット

登録前

登録後

① 無料の公益的イベントのみ開催できる。

② 活用日数は、年間180日まで

③ 活用の都度、事前申請が必要

① 無料の公益的イベントに加えて、次の活動のうち、**内容等がまちの活性化に資すると認められるものは、一定の条件の下で行うことができます。**
ア) 有料の公益的イベント※1 (コンサート、展覧会など)
※1 参加費を徴収して行うイベント
イ) オープンカフェ (既存飲食店舗に面したスペースの確保など)
ウ) 物品販売 (屋台、フリーマーケット、物産市など)

② **有料の公益的イベントは年間180日まで活用可能。無料の公益的イベント、オープンカフェ等は活用日数の制限がありません。**

③ 登録期間中のイベントの、事前申請等の手続を一部省略できます。

登録有効期間は3年間 (更新可能)

制度の詳細についてはお問い合わせください。